

一ノ関駅東口まちづくり株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、一ノ関駅東口まちづくり株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、一ノ関駅東口エリア及び市域全体の活性化並びに市政課題の解決に寄与するため、一関市から借り受ける駅東口の土地利用、まちづくりの方向性の明確化、民間事業者による開発を基本とした土地利用の推進、一関市及び民間事業者との公民連携によるエリア全体の管理・運営を担い、次の事業を行う。

- (1) 土地の貸付事業
- (2) エリアマネジメント事業
- (3) 公共空間の維持管理事業
- (4) 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岩手県一関市竹山町7番2号に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関構成)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を設置する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、300株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の発行株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第9条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得

した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(自己株式の取得)

第10条 当社は、株主総会の決議によって特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

2 前項の場合、当社は会社法第160条第2項及び同条第3項の規定を適用しないものとする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第11条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株主取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録されている者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に記名押印し、共同して会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示の請求)

第12条 当社の株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し提出しなければならない。

(手数料)

第13条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第14条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(株主の住所等の届出)

第15条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、住所、氏名又は名称及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第16条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合随時これを招集する。

(招集権者)

第17条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集する。

2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(招集通知)

第18条 株主総会を招集するには、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の1週間前までに招集通知を発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前までに発するものとする。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(株主総会の議長)

第19条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(株主総会の決議)

第20条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第21条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 前項の代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2名以上の代理人を選任することはできない。

(株主総会決議の省略)

第22条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(株主総会の議事録)

第23条 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議事録作成者がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第24条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第25条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第26条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第27条 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役1名以上を定め、そのうち1名を社長とする。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

2 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

（取締役会の決議の省略）

第31条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

（取締役会の議事録）

第32条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載または記録した議事録を作成する。

（取締役会規則）

第33条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第34条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

（監査役員の数及び選任）

第35条 当会社の監査役は、2名以内とする。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）

第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

（事業年度）

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（剰余金の配当）

第39条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録質権者に対して行う。

（配当の除斥期間）

第40条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。

2 未払いの配当金に対しては利息をつけない。

第7章 附 則

（設立に際して出資される財産の価額）

第41条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金300万円とする。

（最初の事業年度）

第42条 当会社の最初の事業年度は、会社設立の日から令和7年3月31日までとする。

（最初の取締役の任期）

第43条 当会社の最初の取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

（設立時取締役等）

第44条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役及び設立時監査役は、次のとおりである。

設立時取締役

住所：

設立時取締役

住所：

設立時取締役

住所：

設立時代表取締役

住所：

設立時監査役

住所：

設立時監査役

住所：

（発起人の名称ほか）

第45条 発起人の名称、住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

岩手県一関市竹山町7番2号
発起人 一関市
設立に際して割当てを受ける株式数 204株
株式と引換えに払い込む金銭の額 金2,040,000円

岩手県一関市駅前1番地
発起人 一関商工会議所
設立に際して割当てを受ける株式数 36株
株式と引換えに払い込む金銭の額 金360,000円

岩手県一関市幸町5番5号
発起人 一関信用金庫
設立に際して割当てを受ける株式数 15株
株式と引換えに払い込む金銭の額 金150,000円

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
発起人 株式会社岩手銀行
設立に際して割当てを受ける株式数 15株
株式と引換えに払い込む金銭の額 金150,000円

岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号
発起人 株式会社北日本銀行
設立に際して割当てを受ける株式数 15株
株式と引換えに払い込む金銭の額 金150,000円

岩手県盛岡市内丸3番1号
発起人 株式会社東北銀行
設立に際して割当てを受ける株式数 15株
株式と引換えに払い込む金銭の額 金150,000円

(成立後の会社の資本金及び資本準備金の額)
第46条 当会社の成立後の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。
資本金 金300万円
資本準備金 金0円

(法令の準拠)
第47条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、一ノ関駅東口まちづくり株式会社を設立するため、発起人の定款作成代理人である司法書士は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 年 月 日

発起人	一関市	市長	佐藤善仁
発起人	一関商工会議所	会頭	小岩邦弘
発起人	一関信用金庫	代表理事	菅原一由
発起人	株式会社岩手銀行	代表取締役	岩山徹
発起人	株式会社北日本銀行	代表取締役	石塚恭路
発起人	株式会社東北銀行	代表取締役	佐藤健志

上記発起人の定款作成代理人

司法書士